

改 正 後

改 正 前

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

一面

(平成19年分)

所得用

氏名

平外 成消 費税 年額 に生 じた 資產 に係 る額 等の 控除 対象 の明 象細	課税仕入れ等の税額等 ①	円	二面の⑩の金額を転記します。
	控除対象仕入税額等 ②	円	二面の⑩の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等 (① - ②) ③ (赤字のときは0)	円	
	③のうち資産に係るもの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等) ④	円	
	③のうち資産に係るもの以外のものの金額 ⑤	円	平成19年分の必要経費に算入します。 この割合が80%（端数処理は行いません。）以上の場合は、④欄の金額を平成19年分の必要経費に算入します。 ○この場合には、⑦欄～⑪欄は書かないでください。
	消費税の課税売上割合 ⑥	円	
	繰額 ⑦	円	
	繰延等によるもの合計額 ⑧	円	
	消費計算税算 ⑨	円	これらの金額は、平成19年分の必要経費に算入します。
	⑨のうち平成19年分の必要経費算入額 (⑨ × $\frac{60}{60} \times \frac{1}{2}$) ⑩	円	
平成20年分以後の年分に係る税額 ⑪	円		
平成18年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑨の金額) ⑫	円	「-60」の空欄には、その年ににおいて事業所得等を生すべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
⑫のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑪の金額) ⑬	円		
⑬のうち平成19年分の必要経費算入額 (⑫ × $\frac{60}{60}$) ⑭	円		
平成20年分以後の年分に係る税額 ⑮	円		
平成17年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑭の金額) ⑯	円	これらの金額は、平成19年分の必要経費に算入します。	
⑯のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑮の金額) ⑰	円		
⑰のうち平成19年分の必要経費算入額 (⑯ × $\frac{60}{60}$) ⑱	円		
平成20年分以後の年分に係る税額 ⑲	円		
平成16年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑱の金額) ⑳	円	「-60」の空欄には、その年ににおいて事業所得等を生すべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
⑳のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑲の金額) ㉑	円		
㉑のうち平成19年分の必要経費算入額 (㉑ × $\frac{60}{60}$) ㉒	円		
平成20年分以後の年分に係る税額 ㉓	円		
平成15年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉒の金額) ㉔	円	これらの金額は、平成19年分の必要経費に算入します。	
㉔のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉓の金額) ㉕	円		
㉕のうち平成19年分の必要経費算入額 (㉔ × $\frac{60}{60}$) ㉖	円		
平成20年分以後の年分に係る税額 ㉗	円		
平成14年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉖の金額) ㉘	円	「-60」の空欄には、その年ににおいて事業所得等を生すべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
㉘のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉗の金額) ㉙	円		
㉙のうち平成19年分の必要経費算入額 (㉘ × $\frac{60}{60}$) ㉚	円		
平成20年分以後の年分に係る税額 ㉛	円		
㉚のうち平成19年分の必要経費算入額 (㉚と㉛のいずれか少ない方の金額) ㉜	円	これらの金額は、平成19年分の必要経費に算入します。	

* ⑩欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子 = 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜）（輸出取引等の金額を含みます。）
分母 = 資産の譲渡等の対価の額（税抜）（非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。）
（注）売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

一面

(平成18年分)

所得用

氏名

平外 成消 費税 年額 に生 じた 資產 に係 る額 等の 控除 対象 の明 象細	課税仕入れ等の税額等 ①	円	二面の⑩の金額を転記します。
	控除対象仕入税額等 ②	円	二面の⑩の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等 (① - ②) ③ (赤字のときは0)	円	
	③のうち資産に係るもの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等) ④	円	
	③のうち資産に係るもの以外のものの金額 ⑤	円	平成18年分の必要経費に算入します。 この割合が80%（端数処理は行いません。）以上の場合は、④欄の金額を平成18年分の必要経費に算入します。 ○この場合には、⑦欄～⑪欄は書かないでください。
	消費税の課税売上割合 ⑥	円	
	繰額 ⑦	円	
	繰延等によるもの合計額 ⑧	円	
	消費計算税算 ⑨	円	これらの金額は、平成18年分の必要経費に算入します。
	⑨のうち平成18年分の必要経費算入額 (⑨ × $\frac{60}{60} \times \frac{1}{2}$) ⑩	円	
平成19年分以後の年分に係る税額 ⑪	円		
平成17年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ⑫	円	「-60」の空欄には、その年ににおいて事業所得等を生すべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
⑫のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑪の金額) ⑬	円		
⑬のうち平成18年分の必要経費算入額 (⑫ × $\frac{60}{60}$) ⑭	円		
平成19年分以後の年分に係る税額 ⑮	円		
平成16年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑭の金額) ⑯	円	これらの金額は、平成18年分の必要経費に算入します。	
⑯のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑮の金額) ⑰	円		
⑰のうち平成18年分の必要経費算入額 (⑯ × $\frac{60}{60}$) ⑱	円		
平成19年分以後の年分に係る税額 ⑲	円		
平成15年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑱の金額) ⑳	円	「-60」の空欄には、その年ににおいて事業所得等を生すべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
⑳のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑲の金額) ㉑	円		
㉑のうち平成18年分の必要経費算入額 (㉑ × $\frac{60}{60}$) ㉒	円		
平成19年分以後の年分に係る税額 ㉓	円		
平成14年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉒の金額) ㉔	円	これらの金額は、平成18年分の必要経費に算入します。	
㉔のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉓の金額) ㉕	円		
㉕のうち平成18年分の必要経費算入額 (㉔ × $\frac{60}{60}$) ㉖	円		
平成19年分以後の年分に係る税額 ㉗	円		
㉖のうち平成18年分の必要経費算入額 (㉖と㉗のいずれか少ない方の金額) ㉘	円	「-60」の空欄には、その年ににおいて事業所得等を生すべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	

* ⑩欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子 = 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜）（輸出取引等の金額を含みます。）
分母 = 資産の譲渡等の対価の額（税抜）（非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。）
（注）売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

改 正 後	改 正 前																								
<p>二 面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成19年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成14年、平成15年、平成16年、平成17年、平成18年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。 ● この明細書に関する詳しいことは税務署におたずねください。 <p>● 平成19年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳</p> <p>（①欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、②欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>消 費 税 額</th><th>地 方 消 費 税 相 当 額</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税仕入れ等の税額等</td><td>① 円 $\textcircled{1} (\textcircled{1} \times \frac{1}{4})$</td><td>円 $\textcircled{2} (\textcircled{1} + \textcircled{2})$</td><td>円 $\textcircled{3} (\textcircled{1} + \textcircled{2})$</td></tr> <tr> <td>控除対象仕入税額等</td><td>② 円 $\textcircled{4} (\textcircled{2} \times \frac{1}{4})$</td><td>円 $\textcircled{5} (\textcircled{2} + \textcircled{4})$</td><td>円 $\textcircled{6} (\textcircled{5} + \textcircled{3})$</td></tr> </tbody> </table> <p>→ 一面の①欄に 転記します。 → 一面の②欄に 転記します。</p> <p>● 平成18年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳</p> <p>（①欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、②欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>消 費 税 額</th><th>地 方 消 費 税 相 当 額</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税仕入れ等の税額等</td><td>① 円 $\textcircled{1}$</td><td>円 $\textcircled{2} (\textcircled{1} \times \frac{1}{4})$</td><td>円 $\textcircled{3} (\textcircled{1} + \textcircled{2})$</td></tr> <tr> <td>控除対象仕入税額等</td><td>② 円 $\textcircled{4}$</td><td>円 $\textcircled{5} (\textcircled{4} \times \frac{1}{4})$</td><td>円 $\textcircled{6} (\textcircled{4} + \textcircled{5})$</td></tr> </tbody> </table> <p>→ 一面の①欄に 転記します。 → 一面の②欄に 転記します。</p>		消 費 税 額	地 方 消 費 税 相 当 額	計	課税仕入れ等の税額等	① 円 $\textcircled{1} (\textcircled{1} \times \frac{1}{4})$	円 $\textcircled{2} (\textcircled{1} + \textcircled{2})$	円 $\textcircled{3} (\textcircled{1} + \textcircled{2})$	控除対象仕入税額等	② 円 $\textcircled{4} (\textcircled{2} \times \frac{1}{4})$	円 $\textcircled{5} (\textcircled{2} + \textcircled{4})$	円 $\textcircled{6} (\textcircled{5} + \textcircled{3})$		消 費 税 額	地 方 消 費 税 相 当 額	計	課税仕入れ等の税額等	① 円 $\textcircled{1}$	円 $\textcircled{2} (\textcircled{1} \times \frac{1}{4})$	円 $\textcircled{3} (\textcircled{1} + \textcircled{2})$	控除対象仕入税額等	② 円 $\textcircled{4}$	円 $\textcircled{5} (\textcircled{4} \times \frac{1}{4})$	円 $\textcircled{6} (\textcircled{4} + \textcircled{5})$	<p>二 面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成18年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成13年、平成14年、平成15年、平成16年、平成17年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。 ● この明細書に関する詳しいことは税務署におたずねください。
	消 費 税 額	地 方 消 費 税 相 当 額	計																						
課税仕入れ等の税額等	① 円 $\textcircled{1} (\textcircled{1} \times \frac{1}{4})$	円 $\textcircled{2} (\textcircled{1} + \textcircled{2})$	円 $\textcircled{3} (\textcircled{1} + \textcircled{2})$																						
控除対象仕入税額等	② 円 $\textcircled{4} (\textcircled{2} \times \frac{1}{4})$	円 $\textcircled{5} (\textcircled{2} + \textcircled{4})$	円 $\textcircled{6} (\textcircled{5} + \textcircled{3})$																						
	消 費 税 額	地 方 消 費 税 相 当 額	計																						
課税仕入れ等の税額等	① 円 $\textcircled{1}$	円 $\textcircled{2} (\textcircled{1} \times \frac{1}{4})$	円 $\textcircled{3} (\textcircled{1} + \textcircled{2})$																						
控除対象仕入税額等	② 円 $\textcircled{4}$	円 $\textcircled{5} (\textcircled{4} \times \frac{1}{4})$	円 $\textcircled{6} (\textcircled{4} + \textcircled{5})$																						